

[評価結果の公表様式]

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関情報

評価機関名：特定非営利活動法人あいち福祉アセスメント
(認証番号:23地福第61-3号)

訪問調査 平成25年 1月23日(水)
実施日：

②事業者情報

名称:(法人名)豊川市 (施設名) 豊川市立小坂井北保育園	種別:(施設種別) 保育所 (基準の種類) 児童福祉施設(保育所版)
代表者氏名:(施設長) 外山 弘美	定員(利用人数): 120 名
所 在 地:〒 441-0105 愛知県豊川市伊奈町南山新田144-1	TEL 0533-72-4921

③総評

◇特に評価の高い点

豊橋市に近く、並行して走る名鉄本線、国道1号線の真ん中付近の住宅地に保育園が位置している。平屋造りの40年の歴史ある保育園であり、乳児保育、長時間保育を実施している。合併をし、3年目を迎える、養護と保育の一体的展開を目指し、保育の基礎固めを課題として職員間で共通理解を図り、また、保護者の思いや意見を尊重する話し合いなどを通じて運営や保育内容が安定し、保護者や地域からの信頼や評価が寄せられるようになつた。園庭には樹齢を重ねた薄墨桜の大木や柿、柚子、栗、葡萄など実のなる木が四季の移ろいに脈いを添え子どもたちの目を楽しませている。また、飼育している和鴨も子どもの和みになっている。近隣の公園や神社に散歩に出かけ四季折々の自然に触れたり、農家で飼われている山羊やアヒルを見に行ったりして自然事象に触れたり地域の人々と関わる機会を大切にしている。

園児達は明るく清潔な保育室や園庭で、笑顔に満ち伸び伸びと遊び活気ある生活を送っている。言葉づかいや礼儀も正しく、職員の行き届いた配慮が見られ、質の高い保育姿勢や保育内容が感じ取れる。園長・主任保育士・保育士・調理員間の連携や協調性も良好であり、組織体制が機能し安定した保育運営がされている。遊びや生活を通して“5感を通して集中する力や創造する力を養う”、“子どもが楽しく遊べる保育環境”を目指し、年齢に応じた生活体験や遊び、行事など子どもと共に話し合いを重ね、子どもの生活や遊びの経験を広げ充実するように配慮をしている。皆で一緒に楽しむリズム遊び、バイキング絵本、夏野菜や芋などの収穫体験など小坂井北保育園ならではの特色が保育に活かされている。また、施設長・主任保育士が登降園時に門の前に立ち、挨拶を交わしながら保護者とコミュニケーションを図っている。保護者の意見を前向きに受け止め保育に反映する努力をしている。言動共に、保育の質の向上に対する施設長の熱意と意欲を感じる。

◇改善を求められる点

事業経営を取り巻く環境の把握について、社会福祉事業全体の動向、保育園が位置する地域での福祉や保育に対する需要の動向、子どもの数や世帯構成の変化、福祉サービス全体に対するニーズ、潜在的利用者に関するデーター等は園運営を長期的視野に立って進めていくために欠かすことのできない情報であるので、積極的な把握に努めることを願いたい。

0歳、1歳児の保育室は、子どもの発達や生活、遊び場面に配慮した生活空間を確保しているものの、空間を仕切る鉄パイプの柵が乳児の情緒、安全性、温かさ等を考慮したものかどうかを検討する機会を持ち、乳児室として安心と安らぎのある環境の確保を願いたい。

④第三者評価結果に対する事業者のコメント

第三者評価を受けるに当たり、77項目を一つ一つ丁寧に職員間で話し合えた事に、大きな意義を感じています。話し合いの中から、職員それぞれの思いや考えを出し合うことで ますます信頼関係が深まり色々なアイデアも出て、それが保育に活かされる方向につながっていきました。

また、保護者アンケートでは様々なご意見を頂戴し 今後の保育の在り方や保育士の資質向上に力をいれて今以上に信頼される保育園を目指していこうと思います。

毎日過ごしていますと、当初違和感を感じていたことも“慣れて”しまい鈍感になっていた面などご指摘を受け『そうだった』と気付かされる事もありました。

この評価をしっかり受け止め、公立園であっても・独自性を出すこと・中長期計画をしっかりと立てること・今後の動向に目を向けること を意識して、子ども達のみならず、保護者、職員が安心して過ごせる保育園になるよう努力しなければならないと思います。

⑤第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

評価項目(細目)の評価結果(保育所)

※すべての評価細目(77項目)について、判断基準(の3段階)に基づいた評価結果を表示する。

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果		
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。				
I-1-(1)-① 理念が明文化されている。	保 1	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ
I-1-(1)-② 理念に基づく基本方針が明文化されている。	保 2	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ
I-1-(2) 理念、基本方針が周知されている。				
I-1-(2)-① 理念や基本方針が職員に周知されている。	保 3	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ
I-1-(2)-② 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	保 4	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ

評価機関のコメント

【理念や基本方針の策定】

・豊川市の基本的考え方を背景に、子どもの保育や地域社会に対する保育所の使命、保育の特色等が反映された小坂井北保育園の理念が、保育園運営概要やホームページ、入園のしおりに明記され、それにに基づいた基本方針が明文化されている。

【理念や基本方針の周知】

・理念や基本方針を全職員に配布し、年度当初や会議、研修会の折に周知を図るようにしている。また、定期的に機会を設け、保育の現状と基本方針の照らし合わせを継続的に行い、周知状況を確認している。
 ・保護者には、理念や基本方針を明記した小坂井北保育園独自の情報誌を作成し、入園説明会や入園当初に配布し、文書に基づいて説明をしている。来園者にも分かるように、玄関、事務室、テラス、遊戯室等に掲示している。また、保護者が参加する行事の折りに、実際の保育と理念や基本方針を重ね合わせながら話をし、周知を図る努力をしている。
 ・保育園の見学者に情報誌を配布し保育や保育サービスに対して理解が得られるように努力をしている。ホームページは、保育園の特色や様子がよく分かるように作成されている。また、豊川市役所や支所、児童館にパンフレットを設置し、地域住民への周知を図るようにしている。

I-2 事業計画の策定

		第三者評価結果		
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。				
I-2-(1)-① 中・長期計画が策定されている。	保 5	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ
I-2-(1)-② 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	保 6	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ
I-2-(2) 事業計画が適切に策定されている。				
I-2-(2)-① 事業計画の策定が組織的に行われている。	保 7	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ
I-2-(2)-② 事業計画が職員に周知されている。	保 8	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ
I-2-(2)-③ 事業計画が利用者等に周知されている。	保 9	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ

評価機関のコメント

【中・長期計画の策定、それに基づく事業計画の策定】

- ・行政の総合計画を元に、組織として取り組むべき体制や設備、保育、安全環境、行事計画の見直し等に関わる小坂井北保育園としての中・長期の計画は策定され、それらに関する大まかな収支の裏付けがされている。
- ・中・長期計画の内容を反映した保育課程に関わる単年度の事業計画や他の事業計画は策定されているが、事業内容の必要な事項についての収支計画は策定されていない。

【組織的な策定】

- ・保育課程を始め保育に関する単年度事業計画は、職員参画の下に会議や指導計画会議等で検討し、合議のうえで計画を策定している。また、あらかじめ定められた手順や時期に基づいて実施状況の把握や評価を行い、次年度に反映させるようしている。保護者会やアンケートによる保護者の意見も取り入れながら策定し、見直しを図っている。

【事業計画の周知】

- ・各事業計画は全職員に書面で配布し、年度当初や職員会議、指導案作成会議、研修等の折りに周知を図るようにしている。また、事業計画の進捗状況の報告や確認をしながら継続的に取り組むようにしている。
- ・保護者には、入園説明会や入園式、保護者会総会に書面に基づいて周知をしている。また、ホームページや園だより、掲示板、口頭等で継続的な周知をしている。

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
I-3-(1)-①	管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	保 10	(a) · b · c
I-3-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。	保 11	a · (b) · c
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
I-3-(2)-①	質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	保 12	(a) · b · c
I-3-(2)-②	経営や業務の効率化と改善に向けた取り組みに指導力を発揮している。	保 13	(a) · b · c

評価機関のコメント

【管理者の責任とリーダーシップ】

- ・質の高い保育の実施や効率的な運営を目指し、施設長自らの役割と責任について文書化し年度当初に口頭で表明している。また、保育園運営概要の運営機構・職務分担に基づいて、会議等で体系的に表明し、職員の意識を確認するようにしている。

・基本方針に照らし合わせた保育サービスの質に対する課題の把握や改善に向けた取り組みを施設長自ら積極的に取り組んでいる。また、会議や保育を通して職員と定期的、継続的に評価や分析を行っている。

・継続的な園内研究課題の設定や保育士の資質や保育力を高めるために施設長自ら「リズム遊び」、「保育の環境について」研修体制を作り実践をしたり、職員の理論が構築できるような仕組み作りをしている。

【経営や業務の効率化と改善に向けた取組】

・経営や業務の効率化と改善に向けて、人事、労務、財務等の情報を共有し、改善に向け努力を重ねている。また、基本方針や保育の実現に向け人員配置、働きやすい環境整備等に職員の意見も取り入れながら積極的に取り組んでいる。

・保育の環境の一環として乳児室の配置換えや清潔で安全に排泄ができるようにトイレ環境の改善を図っている。また、子どもの動きと動線を活かしたコーナー作りにも心がけている。「リズム遊び」のねらいや目的を保育に位置付けたり、保育場面の標準的実施方法の見直し等事務改善等も行っている。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

II-1 経営状況の把握

		第三者評価結果
II-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
II-1-(1)-① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	保 14	a · b · c
II-1-(1)-② 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取り組みを行っている。	保 15	(a) · b · c
II-1-(1)-③ 外部監査が実施されている。	保 16	a · (b) · c

評価機関のコメント

【事業経営をとりまく環境の把握、経営状況の分析と改善課題の取組み】

- ・行政のデーターを基に、福祉サービス全体に対するニーズや潜在的利用者に関するデータの把握に努めるようにしている。また、ミニ体験等から保育園を取り巻く地域の保育に対する需要動向等を聴取するように心がけている。
- ・社会福祉事業全体の動向、保育園が位置する地域での福祉や保育に対する需要の動向、子どもの数や世帯構成の変化、福祉サービス全体に対するニーズ、潜在的利用者に関するデーター等は園運営を長期的視野に立って進めていくために欠かすことのできない情報であるので、積極的な把握に努めることを願いたい。また、これらの外的動向データを中・長期計画の中に位置付け反映させていくことも願いたい。
- ・経営上の分析等を行う担当として施設長、主任保育士が位置付けられており、経営上の課題を解決していくために会議の場を通して、職員の意見を聞くようしたり、経営状況等を書面を通して職員に周知している。また、改善に向けた取り組みの一部を、中長期計画や各年度の事業計画に反映させている。
- ・改善課題を中・長期計画や各年度の事業計画に十分反映させ、継続的に取り組んでいくことが望まれる。

【外部監査の実施】

- ・有識者、地域の代表者等を含めた監査委員による監査を順次受けており改善課題は速やかに改善をしている。
- ・外部の監査委員による監査を、毎年定期的に受審し、結果に基づいた経営改善を図ることを望みたい。

II-2 人材の確保・養成

		第三者評価結果
II-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。		
II-2-(1)-① 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	保 17	(a) · b · c
II-2-(1)-② 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	保 18	(a) · b · c
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	保 19	(a) · b · c
II-2-(2)-② 職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	保 20	(a) · b · c
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	保 21	(a) · b · c
II-2-(3)-② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取り組みが行われている。	保 22	(a) · b · c
II-2-(3)-③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	保 23	(a) · b · c
II-2-(4) 実習生の受入れが適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取り組みをしている。	保 24	(a) · b · c

評価機関のコメント

【人事管理の体制が整備】

- ・人材の確保・養成は、行政の方針に基づき必要な人材や人員体制が整っている。保育園が目指す保育サービスを実施するための具体的プランを有し、適切な人材の確保を率先して行っている。また、外部講師等必要とされる適切な人材の確保も行っている。
- ・行政管理の下に、有給休暇、育児・介護休暇、時間外、疾病状況等職員の就業状況を把握し、データー化をしている。
- ・行政の考課基準に基づいた人事考課を導入し、職員に明示している。また、結果のフィードバックをし、任用や給与等処遇に反映させ、公正な人事管理システムを実施している。
- ・職員の研修体制については行政の研修計画を基に、職員の研修目的に合った研修に参加できるようにしている。技術水準や専門性の向上に向けた自主的な研修についても情報を収集し、積極的な参加を推進している。また、保育士の資質や保育力を高めるために保育園独自の研修計画を策定し実行している。
- 園内においては、保育の目的に応じた公開保育、「保育の環境」、「リズム遊び」の課題研究等の研修を実施し、外部講師等による助言や指導を受ける機会もある。
- また、知識、技術、技能等の水準、資質、力量の向上にむけた個別指導も実施している。
- 保育士の経験年数や保育の資質向上に関わる研修への参加を推進している。
- ・実習生受け入れについては、適正に運用されている。

II-3 安全管理

		第三者評価結果
II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取り組みが行われている。		
II-3-(1)-①	緊急時(事故、感染症の発生時など)における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	保 25 ② ③ ④
II-3-(1)-②	災害時に対する利用者の安全確保のための取り組みを行っている。	保 26 ② ③ ④
II-3-(1)-③	利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	保 27 ② ③ ④
II-3-(1)-④	調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	保 28 ② ③ ④

評価機関のコメント

【事故、感染症の発生時などにおける利用者の安全確保のための体制整備】

- ・行政の「危機管理基本マニュアル」を基に、保育園の必要事項を加味した事故発生時の対応や感染症、不審者の対応等についてのマニュアルを作成し、会議等で職員に周知徹底を図っている。また、保護者にも周知し理解を広げるようしている。
- ・子どもの安全確保に関する担当者や担当部署を設置し、定期的な安全会議で安全確保に関する検討を行い実施する体制を整えている。

【災害時に対する利用者の安全確保のための取組み】

- ・行政の下に耐震対策や防災対策が施されている。災害時に対応できるマニュアルを整備し、災害発生時の対応体制が明確に示されている。それに基づいた訓練も実施され見直しも行われている。また、立地条件から災害の影響を把握し、津波時に対する訓練も実施している。
- ・保護者に災害時の対応について話し合う機会を持ったり書面の配布により周知を図っている。また、保護者への引き継ぎの方策も講じている。
- ・災害時に保育園が地域の避難場所になることも想定し、地域との連携や安否確認の方法や自治会、消防や警察、小学校等連携し総合的訓練の実施も検討していくことを望みたい。

【利用者の安全確保のためのリスクの把握と対策の実行】

- ・子どもを取り巻く環境の安全に関する事例や種々の点検を通して、安全会議等で発生要因を分析し防止策を検討している。また、安全チェックリストを活用し防止に心がけている。
- ・遊具や備品の安全性の確保に向け、定期的に専門機関に点検を依頼し、そのリスクに対しては、早急に対応し安全確保に心がけている。

【調理場、水周りなどの衛生管理や食中毒等の発生時の対応と体制の整備】

- ・「衛生管理マニュアル」を、職員に配布し周知を図っている。定期的な衛生管理に関する会議や研修に担当者を参加させ、職員会議等で報告をしている。また、マニュアルに沿って、常に清潔状態を保ち適切に実施され、日々の業務点検チェックも行っている。年1回保健所の食品衛生監視指導を受けている。
- ・食中毒発生時に対応できるマニュアルがあり、対応方法については行政や近隣の保育園と連携を図りながら的確に対応できる仕組みが整っている。

II-4 地域との交流と連携

			第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-(1)-① 利用者と地域とのかかわりを大切にしている。	保 29	(a) • b • c	
II-4-(1)-② 保育所が有する機能を地域に還元している。	保 30	(a) • b • c	
II-4-(1)-③ ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	保 31	(a) • b • c	
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
II-4-(2)-① 必要な社会資源を明確にしている。	保 32	(a) • b • c	
II-4-(2)-② 関係機関等との連携が適切に行われている。	保 33	(a) • b • c	
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取り組みを行っている。			
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズを把握している。	保 34	(a) • b • c	
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	保 35	(a) • b • c	

評価機関のコメント

【地域との関係の適切な確保】 (子どもの保育と地域の関わり方)
・子どもの社会体験や地域の中での子育て支援の基本的考え方が明確に文書化されていないが、実践活動を通して地域の理解や協力を得るために積極的な働きかけをしている。
・電車やバスを利用して遠足やプラネタリウムに出かけたり、地域の保育園との交流や児童館利用、消防署見学、小学校のプール借用など社会体験の場を広めている。地域活動の一環として、地域の祭りや敬老会行事、特養老人ホームとの交流を通して地域の人との交流を図っている。また、遊びの場の提供(園庭開放)や相談にも応じている。
・保育所が有する機能の地域への還元については、園庭開放の中で、地域の未就園児や保護者への遊びや相談等の支援を行っている。ホームページや掲示板で行事や子育てに関する遊び等を広めるようにしている。
・ボランティア受入については、担当者が設置され、マニュアルも整備されて受入体制を整え対応している。大学生や中学生による遊びの提供やサッカー、手品、フラダンス等地域のボランティアを受け入れている。
【関係機関との連携の確保】
・必要な社会資源については、保育園を中心としたネットワーク体制ができており、医療機関、児童相談センター、保健センター、小学校、民生委員、児童館等との連携を図っている。小学校への行事等の啓蒙や小学校教員と職員との話し合いの場も設けている。また、入所している子どもの就学に際し、「保育所児童保育要録」に基づき個々の資料を作成して、小学校に送付し、必要に応じて情報交換を行うようにしている。
【地域の福祉向上のための取組】
・ミニ体験、園庭開放、保育園見学等を通して福祉、子育てニーズの情報を把握したり、遊びや子育てに不安な保護者への相談を行っている。また、民生委員や児童委員、保健センターなど地域で定期的に開催される会議に出席すると共に、地域の行事に参加し、協力関係を保つ中で具体的なニーズの把握に努めている。
・地域の福祉ニーズを把握するために受身の姿勢ではなく、積極的な取り組みをし、地域交流の行事等の時にアンケートを実施する等主体的に動く姿勢を期待したい。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

III-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
III-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
III-1-(1)-① 利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取り組みを行っている。	保 36	(a) · b · c
	保 37	(a) · b · c
III-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。		
III-1-(2)-① 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組みを行っている。	保 38	(a) · b · c
III-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
III-1-(3)-① 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	保 39	(a) · b · c
	保 40	(a) · b · c
	保 41	(a) · b · c

評価機関のコメント

【利用者を尊重する姿勢の明示】

- ・一人ひとりの子どもを尊重した保育の方針が明示された文書の配布や口頭での説明等によって共通理解を図っている。各指導計画にも基本的姿勢が反映され、定期的な評価や見直しを行っている。また、人権擁護に関する取り組みは、職員のみならず子どもたちにも紙芝居等の視聴覚機材を通して心を育てるようにしている。
- ・「他人の干渉を許さない、各個人の私生活上の自由」に関する利用者のプライバシー保護については、行政の「プライバシー保護条例」を基に、保育園独自のマニュアルを整備している。また、会議等において口頭で説明をし、保育姿勢や意識的な事項等を保育場面に照らし合わせ周知を図っている。また、実際の保育場面で確認ができた。

【利用者満足の向上についての努力】

- ・保育参観、運動会や生活発表会等行事参加の機会を定期的に行い、直接意向や要望を聞くようにしたアンケートも実施している。また、個人懇談会や意見箱の常設、登降園時を利用した保護者とのコミュニケーションをとおして意向を把握している。子育てに不安を感じている保護者には、積極的に声をかけ、話を聞いたり相談に応じている。得られた意向や要望等は、定期的な会議で分析や検討をし、結果や改善等を文書や口頭で保護者に伝えるようにしている。子どもからは、保育の場面で意見を聞いたり反応を観たりして、子どもの思いや意見が反映できるように計画を見直し、実践に繋げるようにしている。

【利用者が意見等を述べやすい体制の確保】

- ・相談窓口を設置し、日常的に接する担任以外に、複数の相談方法や相談相手があり、自由に選んで相談や意見を述べることができることを口頭や文書で保護者に啓蒙している。登降園時には必ず門の前に立ち挨拶を交わし、園児の受け入れをしながらコミュニケーションを図っている。また、相談者のプライバシーを配慮し、個室で相談を受けている。実績もあり相談記録も取っている。
- ・苦情解決の仕組みが確立され、入園時に保護者に口頭や書面で説明をし、掲示もしている。「苦情受付処理簿」に記録をし、対応策等を保護者等にフィードバックしている。
- ・苦情に限定されない保護者からの意見や提案への対応マニュアルが整備されていないが、日常的なコミュニケーションによる平易な事項は、処遇ノートや個人ノート等に記録をしている。寄せられた意見や提案は適宜、職員間で話し合い、迅速に対応するように努めている。
- ・保護者等からの意見や提案等についての記録の方法や手順、対応策の検討について規定したマニュアルを整備し、保護者へ経過や結果をフィードバックしていくことを望みたい。

III-2 サービスの質の確保

		第三者評価結果
III-2-(1) 質の向上に向けた取り組みが組織的に行われている。		
III-2-(1)-① サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	保 42	(a) · b · c
	保 43	(a) · b · c

III-2-(2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。			
III-2-(2)-①	提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	保 44	Ⓐ Ⓑ Ⓒ Ⓓ
III-2-(2)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保 45	Ⓐ Ⓑ Ⓒ Ⓓ
III-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。			
III-2-(3)-①	利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	保 46	Ⓐ Ⓑ Ⓒ Ⓓ
III-2-(3)-②	利用者に関する記録の管理体制が確立している。	保 47	Ⓐ Ⓑ Ⓒ Ⓓ
III-2-(3)-③	利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	保 48	Ⓐ Ⓑ Ⓒ Ⓓ

評価機関のコメント

【サービスの質の向上に向けた組織的な取組】

- ・保育の資質向上や保育サービスについて定期的に自己評価を行い、改善に向けて検討する機会を設け園の保育に反映している。

【提供するサービスの標準的な実施方法の確立】

- ・「標準的な保育の実施方法」が文書化され、それに基づいた個々のサービスが実施されている。標準的実施方法には、専門職としての倫理感や責務を裏付けた基本事項が取り入れられている。また、子どもの年齢や発達と保育内容、指導計画との関連性や妥当性については、職員の共通理解を図り、共通の対応で実践されるように心がけている。

【サービス実施の記録の適切化】

- ・子ども一人ひとりの発達状況、保育目標、生活状況についての各記録が適切に記載されており、全ての職員に情報の共有化を図り周知している。
- ・子どもに関する記録の管理については、個人情報保護規定や情報開示規定、文書管理規定に基づいて適切な管理が行われている。また、職員に対し教育や研修を行い、守秘義務の遵守についても周知徹底を図っている。
- ・子ども一人ひとりの発達情況、保育目標、保育の実際について、定期的に職員会議や年齢ごとの検討を実施し、職員間で情報の共有を図っている。

III-3 サービスの開始・継続

			第三者評価結果
III-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。			
III-3-(1)-①	利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	保 49	Ⓐ Ⓑ Ⓒ Ⓓ
III-3-(1)-②	サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	保 50	Ⓐ Ⓑ Ⓒ Ⓓ
III-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。			
III-3-(2)-①	保育サービスの変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	保 51	Ⓐ Ⓑ Ⓒ Ⓓ

評価機関のコメント

【サービス提供の開始・継続の適切な実施】

- ・利用希望者に対してサービスの選択をするための資料として、ホームページや入園説明会、入園時の書面、園だより等でサービス提供に関わる情報提供を行っている。また、小坂井北保育園運営概要を市役所子ども課に置き、情報を広域に提供している。保育園の見学や体験利用の希望者は、随時受け入れ、電話等の対応をしている。
- ・市役所支所や児童館など地域の公共施設にも小坂井北保育園の情報誌を設置し、地域への情報提供を願いたい。
- ・サービスの開始については行政により、入園決定に関する書面や保育サービス、料金等明示した資料を保護者に送付または、配布をし、関連書面のデーター化を行っている。また、入園説明会や入園式等で書面を配布し説明したうえで同意を得ている。

- ・退園・転園、保育サービスの変更等に関する文書の取り交わしを明確に行い、サービスの継続性に配慮している。また、卒園時には、保育終了後も相談等に応じることを保護者に口頭で説明をしている。

- ・保育終了後も相談等に応じるシステムや相談担当者、窓口を設置し、保護者に文書で周知をしている。

III-4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果
III-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。		
III-4-(1)-① 定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	保 52	(a) · b · c
III-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
III-4-(2)-① サービス実施計画を適切に策定している。	保 53	(a) · b · c
III-4-(2)-② 定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	保 54	(a) · b · c

評価機関のコメント

【利用者に対するサービス実施計画の策定】

- ・子どもや保護者の身体状況や生活状況を把握し、個別に記録をし、定期的に見直しをして指導計画に反映させ、保育実践に繋げるようにしている。
- ・サービスの実施計画は、保育指針を基に子どもとその背景にある家庭や地域の実態把握を考慮し、子どもの発達状況を見通し、生活や遊びの連続性や環境、季節の変化などに配慮して策定している。
- ・サービス実施計画の評価・見直については、保育計画は、全職員が参画し年度末に見直し次年度に反映させている。保護者には入園式において説明し、同意を得るようにしている。各指導計画は、毎月、評価・見直しを行い、次回へ反映させている。また、実際の保育に際しては、子どもの状態や状況に応じて、柔軟的に指導計画の変更を行い、見直しをするようしている。

III-5 保育所保育の基本

		第三者評価結果
III-5-(1) 養護と教育の一体的展開		
III-5-(1)-① 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育過程を編成している。	保 55	(a) · b · c
III-5-(1)-② 乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	保 56	a · (b) · c
III-5-(1)-③ 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	保 57	(a) · b · c
III-5-(1)-④ 3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	保 58	(a) · b · c
III-5-(1)-⑤ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。	保 59	(a) · b · c
III-5-(2) 環境を通して行う保育		
III-5-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	保 60	(a) · b · c
III-5-(2)-② 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	保 61	(a) · b · c
III-5-(2)-③ 子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友達との協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	保 62	(a) · b · c
III-5-(2)-④ 子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわるような人の・物的環境が整備されている。	保 63	(a) · b · c
III-5-(2)-⑤ 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	保 64	(a) · b · c
III-5-(3) 職員の資質向上		
III-5-(3)-① 保育士が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	保 65	(a) · b · c

評価機関のコメント

【保育所保育の基本】

(養護と教育の一体的展開)

・児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法に示されている趣旨を踏まえ、保育所保育指針に基づき編成された豊川市の基本的考え方を背景に、入所する全ての子どもを対象とし、発達過程をふまえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即し、保育時間などを考慮した小坂井北保育園の保育課程を職員参画の下で編成し、子どもの遊びや生活を通して「保育の環境」、「リズム遊び」を目指した保育に心がけている。

・乳児保育の環境整備と保育の内容や方法については、安全や清潔に配慮し、子どもの発達や発育に応じた環境や用具などを設定し、子どもの生活リズムに応じて丁寧でゆったりとした保育に心がけている。外気に触れたり、戸外遊びも積極的に取り入れている。生活空間を遊び・生活・昼寝に区分し、生活の機能に応じた快適な生活空間が保たれるようにしている。また、職員にSIDSに必要な知識が周知され、事故防止やSIDSのチェックを実施している。

・0歳、1歳児の発達や生活、遊び場面に配慮した生活空間を確保しているものの、空間を仕切る鉄パイプの柵が乳児の心理、心情、情緒、欲求、温かさ、安全性等を考慮したものかどうかを、一度検討する機会を持つことを願いたい。

・1・2歳児の保育については、子どもの発達の特徴を踏まえ、一人ひとりの育ちに合わせ基本的な生活習慣が身につくように配慮し、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重して子どもに関わるようにしている。また、子どもの自己主張や自我の育ちを支え、子どもの気持ちを受け止めるように個別の関わりをしている。さらに、人や物への探索行動が存分にできるように安全に配慮しながら環境を整え、自発的な遊びができるように子どもの状況を観ながら関わるようにしている。

・3歳以上児の保育については、安全で清潔な環境を整え、それぞれ年齢に応じて自由に表現したり、友だちと協同的な活動ができるような遊具や用具を設置している。

それぞれの年齢の発達的特徴踏まえ、一人ひとりの育ちに合わせて基本的な生活習慣の定着を図り、友だちや他の人々との関わりを深め、ものごとへの関心を高めていくように配慮しながら子どもと関わるようにしている。また、保育所保育指針に示されている5領域の内容を、遊びや生活を通して総合的に身につけられるように計画に位置付け、それに基づいて保育が展開されている。

・小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、小学校への行事等の啓蒙や小学校教員と職員との話し合いの場も設けている。入所している子どもの就学に際し、「保育所児童保育要録」に基づき個々の資料を作成して、小学校に送付し、必要に応じて子どもの生活や発達の連続性を踏まえた情報交換を行うようにしている。また、遊びや生活を通して、子どもの好奇心を助長し、友達と興味や関心に沿った協同的な活動を意図的に取り入れるようにしている。また、保護者には、保育参観で子どもの様子を観る機会があり施設長は小学校以降の生活を見通せるような話もしている。

【環境を通して行う保育】

(子どもが心地よく過ごすことのできる生活にふさわしい場の確保)

・室内の採光、換気、温度、空気の清浄などに配慮し清潔で明るく過ごせるように心がけている。また、トイレや遊具、用具なども安心して使えるようにチェックリストを使用して点検をしている。砂場は、毎朝子どもが登園する前に掘り起こして砂の清潔を確保し、安全に遊べるようにしている。保育室から屋外を一望でき、園庭の活動状況も把握でき安全性も確保されている。

・2歳児の生活場面の排泄やそれに関わる着脱など、基本的な生活習慣がスムースにできるようなトイレ環境への配慮と工夫を願いたい。

・保育室環境はコーナーやカーペットのスペースが設定され、大型玩具や用具、絵本や教材が年齢や人数に応じて整い、遊びの広がりやくつろぎが確保され、家庭的な親しみが醸し出されている。生き物を飼育したり草花を植えたり、季節感が漂う子どもの作品を展示し、保育環境の工夫がされている。また、食事時には整理整頓を適切に行い、食事の空間を確保している。子どもの心情や状態に応じて、くつろいだり落ち着くことのできる場で、保育士が身近で穏やかに応じている。

(子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができる環境の整備)

・子ども一人ひとりの発達を把握し、基本的な生活習慣や生理現象など、子どもの状況を配慮し、強制や制限をせず、一人ひとりの子どものリズムや気持ちに沿った関わりをしている。

・戸外や室内で遊ぶ空間も確保され、子ども自ら進んで身体を動かして遊んだり、様々な遊具や用具を使った遊びを楽しむ環境が整えられている。

(子どもが主体的に活動したり、友達との協同的な体験ができるような環境)

・子どもが主体的に活動できるように、子どもの発達や季節に応じた玩具や遊具、素材や用具を用意し、自由に取り出して遊んだり、好きな遊びができるコーナーや自由に遊べる時間が確保され、子どもの主体性が發揮できるような働きかけをしている。子ども同士で協同して遊びを造ったり進めて行く機会が提供されている。また、当番活動なども子どもが役割を果たせるような取り組みが行われている。

(身近な自然や社会とかかわるる環境の整備)

・園周辺の散歩を通して四季を感じたり、農家で飼育しているヤギやアヒルを見にいったりして身近な社会事象や自然事象に触れ、地域の人々と積極的に関われるようにしている。

・園庭には年輪を重ねた薄墨桜があり、周りには数々の実になる木々、花壇や畑があり保育園に居ながら四季の移ろいを感じ取りながら過ごせる環境にある。また、桜の根元には和鴨の「ガーラ」が飼われ、子ども達の和みになっている。

・電車やバスを利用し遠足に行ったり、プラネタリウムなどに出かける機会もあり、社会体験が得られるようにしている。

(豊かな言語環境や様々な表現活動が自由に体験できる環境の整備)

・子どもの作品が保育に活かされ、工夫して作ったり飾ったりし、大切に扱われている。表現活動に必要な色紙、クレパス、粘土などの素材が自由に使えるように用意されている。また木琴やタンバリン、鈴などの楽器も子どもの興味に応じて使えるように用意されている。日々の保育の中に絵本の読み聞かせや紙芝居などを積極的に取り入れたり、当番活動をとおして文字や数字に興味や関心が向けられるようにしている。

・自由に表現する楽しさを味わうためのコーナーや場が設けてあり、遊びを楽しめるようにしている。

(主体的な自己評価の取組みと保育の改善)

・保育に関わる計画や記録と保育実践を、保育の資質向上や保育サービスについて定期的に自己評価を行い、改善に向けて検討する機会を設け職員間で共有化を図っている。また、自己評価の内容の妥当性を検証しつつ、結果を分析し課題を示し、改善計画や改善策を園の保育に反映していく努力をしている。

III-6 子どもの生活と発達

		第三者評価結果			
III-6-(1) 特別なニーズに応ずる保育					
III-6-(1)-①	子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助がおこなわれている。	保 66	(a) • b • c		
III-6-(1)-②	障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮が見られる。	保 67	(a) • b • c		
III-6-(1)-③	長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	保 68	(a) • b • c		
III-6-(2) 子どもの食と健康					
III-6-(2)-①	食事を楽しむことができる工夫をしている。	保 69	(a) • b • c		
III-6-(2)-②	乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	保 70	(a) • b • c		
III-6-(2)-③	子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	保 71	(a) • b • c		
III-6-(2)-④	子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	保 72	(a) • b • c		
III-6-(2)-⑤	健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	保 73	(a) • b • c		
III-6-(2)-⑥	アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	保 74	(a) • b • c		

評価機関のコメント

【特別なニーズに応ずる保育】

・子ども一人ひとりの違いを十分に把握し、職員間で話し合い、理解を深めるようにしている。また、それぞれの子どもを受容するための援助活動を指導計画に位置付け、実際の保育場面の対応や言葉かけも子どもをよく受容するよう努めている。

・気になる子の保育については、個別指導計画を立て個別記録を取り、ケース検討会で共有を図り子どもの状況に応じた保育をしている。また、巡回指導や必要に応じて保育カウンセラーなどの助言も受けている。保護者とは、日常的に話し合う機会を設け、子どもの状況や発達課題等についての情報を共有し認識の相違がないように努めている。

・長時間にわたる保育実施については、延長保育計画に基づいて、ゆったりとした保育を行っている。子どもの状況について、職員間の引継ぎを文書で明確に行い、子ども一人ひとりの気持ちに沿うような保育に心がけている。子どもの思いに沿ってゆっくり寛いでおり、異年齢でも遊べるように配慮をしている。また、保護者への連絡は、口頭や文書、または、状況に応じて直接担任が伝えるようにしている。

【子どもの食と健康】

- ・食事を楽しむ工夫については、子どもが育てた野菜を収穫して給食に取り入れたり、手作りおやつやクッキングなど食育の推進事業に積極的に取り組んでいる。給食のサンプルを展示したり、調理員と言葉を交わしたり会食をしたりし、食べ物に関心を持つようにしている。また、食事環境を清潔に整え食事中に音楽を流したり、年齢に応じて片付などに参加できるように配慮している。体調や個人差、食欲に応じて食事量も配慮している。時には調理員も子どもと一緒に食事をし、食事の様子を見て献立に反映させることを願いたい。
- ・食事についての見直しや改善については、職員や調理員も子どもと一緒に食事をしながら、食事の様子を見て好き嫌いや食事量を把握し、献立に反映させている。献立は、旬の物や季節感のある食材を活かし、行事食も取り入れている。また、子どもの発育や体調を考慮した調理の工夫や手作りおやつの導入もしている。検食簿や残食の調査記録をまとめ、献立や調理の工夫に反映させている。
- ・食事について家庭との連携については、発育期にある子どもの食事の重要性や食材の活かし方などを登載した毎月の「献立表」を事前に配布したり、毎日の給食サンプルを展示し保護者に知らせている。また、給食試食会を開催して子どもと一緒に給食を楽しむ中で、栄養、味付け、量、マナー等を知らせる機会も設けている。
- ・子どもの健康に関しては、健康管理に関するマニュアルがあり、これに基づいて子ども一人ひとりの健康状態に応じて、適切に対処している。また、子どもの健康管理は、入園時に健康記録や生活情況に基づいて個別的に把握している。既往症やアレルギー、予防接種の状況等については保護者からの情報を得て管理し、対応の配慮を行っている。
- ・健康診断、歯科検診を定期的に受診し、その結果を文書や口頭で保護者に伝え、保育に反映させている。受診の結果は個人情報であることに留意して、守秘義務が遵守されるようにしている。また、嘱託医とのカンファレンスをし、子どもの健康管理についての情報交換を行っている。
- ・アレルギー疾患を持つ子については、アレルギー調査をし、入園時の面接や健康記録、生活記録等を基に医師の診断書を得て、保護者、施設長、主任保育士を交え綿密な打ち合わせを行ない、献立表をもとに保護者の意向を聞きながら除去食及び代替食で対応するようになっている。また、会議等で全職員にアレルギー疾患についての必要な知識や情報を周知させ、実際の保育については徹底した対応がされるようにしている。

III-7 保護者に対する支援

		第三者評価結果	
III-7-(1) 家庭との密接な連携			
III-7-(1)-① 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	保 75	Ⓐ	・ b ・ c
III-7-(1)-② 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通の理解を得るための機会を設けている。	保 76	Ⓐ	・ b ・ c
III-7-(1)-③ 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	保 77	Ⓐ	・ b ・ c

評価機関のコメント

【家庭との密接な連携】

- ・個人懇談会や家庭訪問に加えて、登降園時を利用した保護者とのコミュニケーションを通して意向を把握し、共通理解を深めるようにしている。また、毎月の園だより、子どもの作品や展示等の機会に、保護者と共に子どもの成長の喜びを共有できるように支援をしている。家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。
- ・保育参観、運動会や生活発表会等行事参加の機会を定期的に行っている。意見箱も常設しており、保育参観や行事の後に、保護者向けのアンケート調査を実施し、結果や改善への取り組みを伝え、保護者と共通理解を得る努力をしている。
- ・子育てに不安を感じている保護者には、積極的に声をかけ、話を聞いたり相談に応じたり、必要に応じてカウンセラーと連携を取るようにしている。
- ・虐待の対応については、虐待に関する理解を促すための取り組みや対応等についてのマニュアルを整備し、日常の送迎や保護者とのコミュニケーションを通して早期発見に努め、状況を虐待発見チェックリストに記載している。また、マニュアルに基づく研修を行っている。虐待の疑いが生じた場合、直ちに主任保育士や施設長に伝え、情報や状態を確認した上で、直ちに、行政、児童相談センター、警察などの関係諸機関に照会、通告を行う体制が整っている。